

第5回 「もったいない大賞」表彰式・事例発表開催

－（一社）日本有機資源協会－



農林水産省食料産業局長賞を受ける三菱食品（株）千田氏

（一社）日本有機資源が主催し農林水産省が協賛、環境省と消費者庁が後援する平成29年度食品リサイクル促進等総合対策事業の「第5回 もったいない大賞」の表彰式及び事例発表会が豊洲シビックホール（東京都江東区豊洲）で開催された。当日は、冒頭主催者の（一社）日本有機資源協会会長牛久保 明邦氏が挨拶で始まり、次いで来賓の農林水産副大臣の谷合正明氏が挨拶、続いて農林水産大臣賞・農林水産省食料産業局長賞・食品産業もったいない大賞審査委員長賞の表彰状の授与が行われた。記念撮影後、休憩はさんで事例発表会に入り、最初に審査委員長の増井忠幸氏から受賞者講評が行われ、全体的に応募レベルも上がり、着実に食品産業のもったいないが浸透していると講評。

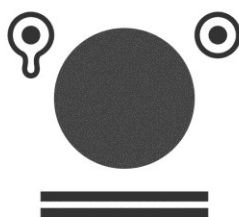
続いて各受賞者の事例発表を行い閉会した。農林水産大臣賞はユニー株式会社の「食品リサイクルループは命をつなぐ環」（食品廃棄物を資源として活用し、生産した農畜産物を消費者に購入してもらうことによる地産地消を実現）。弊協会会員企業の三菱食品株式会社は、「製・配・販連携によるサプライチェーン全体の効率化活動」という内容で農林水産省食料産業局長賞を受賞した。



第5回もったいない大賞 表彰式会場

農林水産省補助事業 平成29年度食品リサイクル促進等総合対策事業

「第5回 食品産業もったいない大賞」 表彰 事例集



NO-FOODLOSS PROJECT

平成 30 年 1 月

一般社団法人日本有機資源協会

第5回食品産業もったいない大賞の受賞者について

賞の種類

農林水産大臣賞…1点 / 農林水産省食料産業局長賞…3点 / 審査委員会委員長賞…6点

農林水産大臣賞

■ ユニー株式会社

食品リサイクルループは命をつなぐ環

農林水産省食料産業局長賞

■ 北海道美幌高等学校

規格外野菜を用いた循環型養豚経営の構築

■ 三菱食品株式会社

製・配・販連携によるサプライチェーン全体の効率化活動

■ ミナミ産業株式会社

おから無排出化による資源の有効活用

食品産業もったいない大賞審査委員会委員長賞

■ 伊賀の里モクモク手づくりファーム

6次産業を活かした食農体験施設を軸とした『できるかぎりやさしさ宣言』

■ 井村屋グループ株式会社

エコロジカルはエコノミカル！

～木質バイオマスボイラー導入などCO₂削減活動を含む環境マネジメント～

■ 日進乳業株式会社 アルプス工場

中小企業における電力使用量削減などの省エネルギーの取組

■ 日本マクドナルド株式会社

PDCAシステム活用による省エネルギーシステム

■ 株式会社マツザワ

地元関係者との連携による「摘果りんご」の活用

■ 森永乳業株式会社

長期保存可能な豆腐の開発及びおからの飼料化

審査基準

審査は、下記の「審査にあたっての基本的考え方」に基づき、「食品産業もったいない大賞」審査委員が選考しました。

【審査にあたっての基本的考え方】

評価項目	具体的な評価事項
先進性・独自性	他者の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等について評価する
地域性	活動範囲の広さ、他者との連携、地域に密着した取組であるか等を評価する
継続性	取組の開始時期、活動年数、継続できる取組であるか等、継続性を評価する
経済性	取組を実施することによる経済効果等を評価する
波及性・普及性	他の食品事業者への波及効果や消費者の環境意識の醸成等の効果を評価する
地球温暖化防止・省エネルギー効果	取組を実施することによる地球温暖化防止・省エネルギー効果を評価する



応募名称

食品リサイクルループは命をつなぐ環

会社名、事業場名

ユニー株式会社

愛知県稲沢市 / <http://www.uny.co.jp/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

食料自給率がカロリーベースで40%に満たない日本では、多くの食料を輸入に頼りながらも沢山の食料品を廃棄しています。当社は食品リサイクル法を遵守して食品廃棄物の発生抑制に取り組みつつ、2005年より地域循環農業による「食品リサイクルループ」を構築し、循環の環を継続していくことを目標にしています。この環は食品廃棄物を資源として活用し、生産した農畜産物を消費者に購入してもらうことによる地産地消も実現しています。また、家庭ごみの60%を占める容器包装の3Rを推進することでCO₂削減を図っています。

これらの活動は「お買い物で環境貢献」を消費者と一緒に進める、持続可能な社会を目指したものです。

【具体的な内容】

2007年に全国で初めて、食品リサイクル法に基づく「再生利用事業計画」認定を受けて以来、店舗所在地域の再生利用事業者、農業生産者とのパートナーシップを基に、食品リサイクルループを構築し、運用しています。

2013年には、1府18県で16ループを構築することができました（現在は再生利用事業者の廃業などにより、14ループを運用、新たに2ループの構築を進めています）。当社のリサイクルループは、単に食品廃棄物をリサイクル処理することのみが目的ではなく、地域循環・地産地消などを意識し生産者と消費者を結び、安全安心な農畜産物を提供するという、小売業の役割を果たすことでもあります。

また、販売時の容器包装使用削減（レジ袋有料化など）、使用済み容器包装の店頭回収リサイクルを全店で実施しており、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進した結果、CO₂削減に寄与しています。これらを継続的に推進するため、次世代を担う子ども達に環境教育や循環型農業体験を通じてSDGs*の取組を行っています。

そして、食を通して「生物多様性を大切にするお買い物」を実践しています。

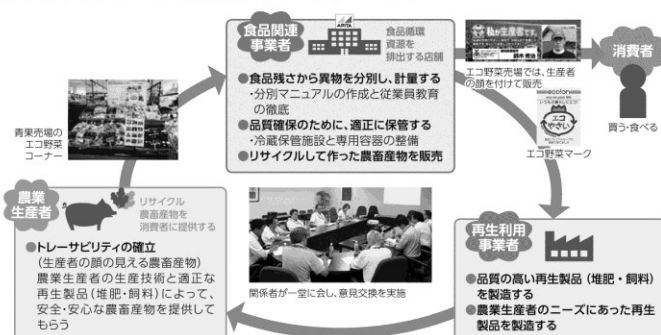
*SDGs…2015年、国連持続可能なサミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」

【効 果】

店舗から排出する全ての廃棄物を分別・計量することで、廃棄物発生抑制とリサイクル推進を実現しました。さらに廃棄物を分別することで食品リサイクルを推進でき、2016年度のリサイクル実績は、11,108tを再生製品化し、リサイクル率は63.6%、発生抑制を加味した再生利用等実施率は74.9%でした。

容器包装の3Rでは、2億7,000万枚のレジ袋を使用削減したことによりCO₂を8,317t削減でき、また、使用済みの容器包装を3,846tリサイクルすることで、16,344tのCO₂を削減することができました（合計24,661tのCO₂を削減）。

● リサイクルループを構築するパートナーシップ



● エコ野菜売り場



● 農業体験



■ 今後の展開 ■

これまでは食品廃棄物をリサイクルループで資源化することに努めてきましたが、今後は製品廃棄（食品ロス）の発生抑制をフードチェーン全体で取り組みます。また、食品として価値のあるものは食品として利用するため、フードバンクや子ども食堂などの支援活動への参加を検討しています。

■ 評価 ■

「お買い物で環境貢献」の考えの下、小売業が中心となり消費者、生産者、再生利用事業者との信頼関係を築き、一体となった食品リサイクルループを構築し、長期にわたって継続的に推進・拡張している。特に各店舗に計量器を備え、組織的に廃棄物の分別・計量体制を整備・運用して、食品や包装材の廃棄物を削減し、CO₂削減に成果を挙げている点が高く評価できる。また、リサイクルループの拡大や環境教育を通じて「生物多様性を大切にするお買い物」のさらなる推進が期待される。



応募名称

規格外野菜を用いた循環型養豚経営の構築

会社名、事業場名

北海道美幌高等学校

北海道網走郡美幌町／<http://www.bihoro-highschool.hokkaido.jp/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

本校は、2004年より生徒による「町を元気にしたい」との思いから、規格外野菜を用いた豚の飼養体系を確立して美幌豚の肉質を改善するとともに、美幌商工会議所と共同で美幌豚醬（豚肉と米こうじで製造する醤油）「まるまんま」を商品化しました。また、2010年より様々な地元企業等と連携して合同会社「びほろ笑顔プロジェクト」を設立し、町内の未利用資源の循環から人材育成まで一貫した取組を実施することを目的に活動しています。

【具体的な内容】

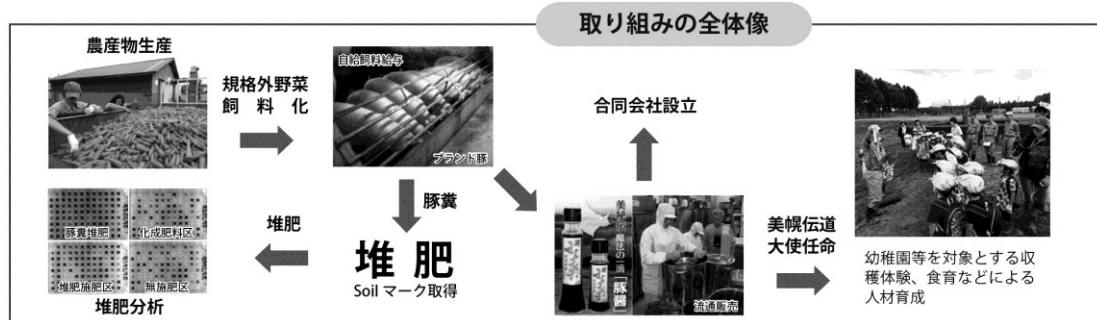
校内で生産したジャガイモやニンジン、カボチャなど年間10～15t発生する規格外野菜を発酵乾燥して粉末飼料化することで、市販の配合飼料より粗タンパク質（CP）が1.5～2.0倍含まれる飼料を製造しています。その飼料を用いた養豚飼養体系を検討した結果、70日齢から徐々に給与割合を増やし、出荷までの70%を自給飼料に置き換えた肥育を確立しました。この養豚飼養体系で育てた「美幌豚」は、肉質分析の結果、市販の配合飼料で育てられた豚と比較して、肉を美味しく感じさせる「オレイン酸」が1.5倍含まれていることが判明しました。

この取組は、豚肉を用いた豚醬の商品化や町内飲食店でのメニュー化を進めており、地元に着実に広がっています。なお、豚醬は市販の醤油に比べてうま味成分が1.7倍ほど含まれるとの分析結果が出ています。

商品開発を機に美幌商工会議所を中心とした多様な職種集団と本校が連携して合同会社「びほろ笑顔プロジェクト」を設立し、本校生徒も社員として関わっています。このことは、将来、地域経済を担う高校生が経済活動を体験することで地元企業での人材育成や異世代の交流に繋がっています。また、2016年より美幌町より美幌伝道大使として任命され、町内の園児や小学生を対象に五感を刺激するような循環型養豚体験ツアーを実施し、次世代の人材育成の役割を果たしています。

さらに、「美幌豚」は、肥育後期（120日齢～180日齢）に自給飼料を100%給与しており、この期間に排出された豚糞を堆肥化しています。この堆肥は土壌微生物活性が良く、この堆肥を用いた農産物に「Soilマーク」*を付けることができました。

* Soil マーク…土壌微生物多様性と活性値が高い生物学的に豊かな土で育った農産物につけられるマーク



■ 今後の展開 ■

規格外野菜から始まる養豚飼育、良質な堆肥による農地還元、また人材交流などによる地域を担う人材の育成を行うことで、美幌町の経済発展に貢献していきます。

■ 評価 ■

校内産品から出る規格外野菜から高タンパク粉末飼料を製造し、これを用いて口どけの良い脂を多く含んだ「美幌豚」を育てる養豚飼養体系を確立し、さらに美幌商工会議所と共同で付加価値商品化している。特に、様々な地元企業と連携して「びほろ笑顔プロジェクト」を設立し社員として関わり、将来地域経済を担う高校生が経済活動を体験することによる人材育成や就業機会の創出、地域活性化に繋がっている点が高く評価できる。



応募名称

製・配・販連携によるサプライチェーン全体の効率化活動

会社名、事業場名

三菱食品株式会社

東京都大田区／<http://www.mitsubishi-shokuhin.com/>

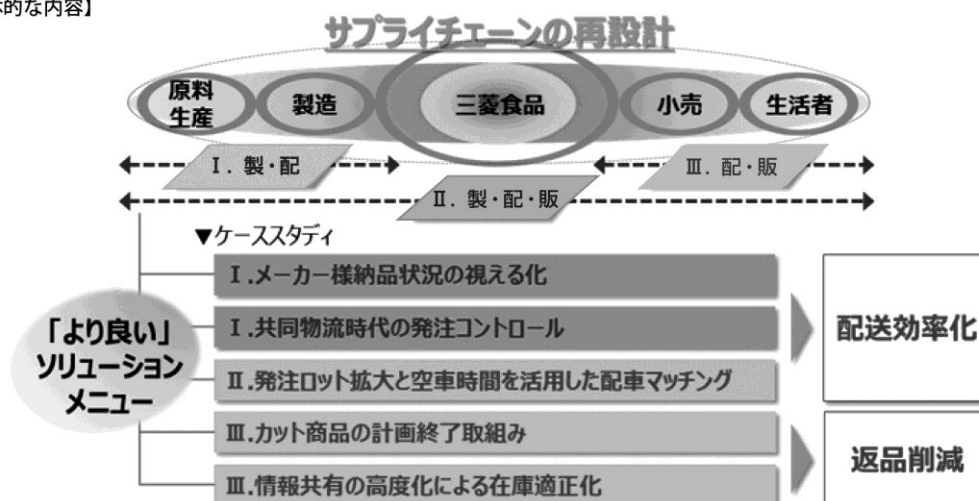
■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

サプライチェーン全体に関わる物流現場では、倉庫内の作業員や配送ドライバー不足が慢性化・常態化しています。また、食品物流業界においては、顧客ニーズの多様化や商品数の増加、納品リードタイムの短縮化などの変化がある中で、個社単位での効率性追求・部分最適による対応では限界に達しており、サプライチェーンの効率化を妨げる一因と思われます。

荷主同士のコミュニケーションを図り、製・配・販の垣根を超えたサプライチェーン全体の効率性の追求が必要な状況の下、当社は、メーカーや小売業と向き合い、相談しながら『より良い』ソリューションメニューの構築を目指しています。

【具体的な内容】



【効 果】

＜配送効率化＞卸センターにおける納品状況の実態の可視化や発注コントロールを行うことにより、待機時間の削減や車両の有効活用に資する取組ができました。

＜返品削減＞小売業との取組で当該センターの返品・廃棄率の低さは、関係する事業者それぞれが高水準となっています。

■ 今後の展開 ■

抜本的な解決策がないとはいえ、製・配・販が連携し、相互のインフラ・情報共有を行うことによる改善の余地は、十分に残されていると考えています。

引き続き、賛同いただけるメーカーや小売業と連携を密にし、エリアや立地ごとにお互いの課題やニーズをマッチングして解決プランを導き出していきます。

■ 評価 ■

食品卸業者が中心となって、物流センターにおける納品実態の把握と可視化、発注コントロール、情報共有による在庫の適正化などによって、返品や廃棄率を大幅に削減するとともに、近年大きな問題となっているトラックの待機時間削減、車両の有効活用をも実現した点が高く評価できる。食品産業のエネルギー・CO₂削減には「物流」も考慮する必要があり、今後さらなる製・配・販のサプライチェーン全体での取組が期待される。



応募名称

おから無排出化による資源の有効活用

会社名、事業場名

ミナミ産業株式会社

三重県四日市市／<https://www.minamisangyo.com/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

日本国内では豆腐を製造する際に年間約70万tのおからが排出されており、その多くが産業廃棄物として処理されています。また、日配品である豆腐は、原材料ロスや余剰品のロス、販売機会ロスなどが起こり易いため事業者の経営に影響する要因にもなっています。これらの課題を解決するため、おからの排出を無くす豆腐・豆乳の製造技術を開発するとともに、豆腐製造工程の簡略化による受注生産体制の確立を図りました。

【具体的な内容】

独自で開発した気流式粉碎技術では、大豆を丸く細かな粒度で、ロットによるばらつきも少なく安定したパウダーに加工でき、乳化混合の技術と合わせて、大豆本来の栄養を余すことのない豆腐づくりを実現させました。

一方で、三重大学、三重県、当社の産官学連携による大豆栽培にも取り組み、農商工連携による契約栽培を行っています。また、各地域で生産された大豆の受託加工も行っており、国産大豆の需要拡大に取り組んでいます。

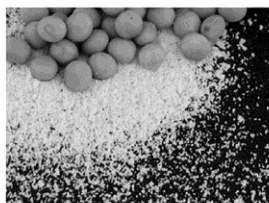
【効 果】

添加物を一切使用せずに生大豆を20 μ m（マイクロメートル）に微粉碎する設備と微粉末パウダーを均一に分散し乳化させる技術により、従来の豆腐製造工程が簡略化され、受注に合わせて豆腐を製造できるため、原材料のロス及び余剰製品の廃棄や販売の機会ロスが低減でき、廃棄物量が削減されています。

また、この技術は高付加価値の豆腐の原料として従来の豆腐製造業者や授産施設で採用されており、これまで累計約5,000tの大豆粉を供給しています。これにより、おからの廃棄や汚水処理等による環境負荷が低減していることになります。

現在、大豆の契約栽培面積を約160haまで拡げており、契約栽培と受託加工を合わせると累計6,000t以上の新規需要を創造しています。

さらに、全国各地の農水産品の端材や未利用食材などを微粉化することで食材の有効活用と農業振興を促進しています。また、新たな取組として、2016年5月より、パリにアンテナショップを立ち上げ、大豆のパウダーを通して海外での植物性たんぱく質の普及にも取り組んでいます。



微粉碎した大豆パウダー



豆腐製造工程の一部



パリのアンテナショップ

■ 今後の展開 ■

今後、モデル店舗での食育の推進や新規開業向けの技術者研修を催し、国内外への普及に向けて取り組みます。

また、様々な食品への応用や用途開発を進めていくとともに、動物性たんぱく質の代替など植物性たんぱく質の普及を通じて深刻化する温室効果ガスの抑制と人口増加に伴う食糧問題の解決に繋がりたいと考えています。

■ 評価 ■

豆の微粉碎技術を開発し、乳化混合技術と合わせて、産業廃棄物である「おから」の発生を無くするとともに、豆腐製造工程を簡略化できたことにより受注生産を可能にし、余剰品の廃棄ロス・欠品等を大幅に削減した。さらに、この技術の普及により、各地域での未利用食材を用いた新たな商品開発や、産官学及び農商工と連携して大豆栽培や受託加工による国内大豆の需要拡大にも貢献している点が高く評価できる。更なる用途開発、国内外への普及が期待される。



応募名称

6次産業を活かした食農体験施設を軸とした『できるかぎりやさしさ宣言』

会社名、事業場名

伊賀の里モクモク手づくりファーム

三重県伊賀市／<http://www.moku-moku.com/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目的】

年間約50万人が訪れる食農体験型の当ファームでは、農業生産、食品加工、販売（物販、飲食、体験を含む）を行い、「できるかぎり環境にやさしい活動」を目指しています。

【具体的な内容】

6次産業の実践による地産地消を推進することで、多方面にわたり無駄のない事業展開を可能にしています。

1. 大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないカーボンニュートラルな特性を有する木材/バイオマスである間伐材を使ったペレットボイラーによるハウス加温を行っています。また、地元企業とのパートナーシップにより間伐材の切り出しや木質ペレットの加工など、エネルギーの地産地消に取り組んでいます。
2. 規格外の農作物はジャムなどに加工するほか、季節商品に有効活用しています。また、豆腐製造時に出るおから（約40t/年）やビール製造時に出る麦芽かす（約250t/年）は、直営牧場における飼料への利用や、家畜排せつ物と混ぜて堆肥化し、地元の農家の田畑でも活用しています。
3. 中元、歳暮時期に利用の多い贈答品の包装資材は、「見た目」よりも「考え方」を大切な方に送ることも素敵なギフトであると考え、シンプルなパッケージ（環境BOX）を選択できるようにしています。
4. 2001年から来場者へ水筒の持参を推進し、17年間でマイボトルを50万本以上販売しています。また、牛乳瓶は再利用しています。
5. 農産物の生産や加工製造、公園並びに温泉施設などに地下水を利用し、お手洗いには雨水を活用しています。

【効果】

1. の取組により、年間約40tのCO₂削減を実現しています。
2. の取組により、食品廃棄物が減少することによる食品ロス削減及びCO₂削減に寄与しています。
3. の取組により、包装資材1個につき緩衝材を90g削減できるため、2001年から17年間で約54tの緩衝材を節約しています。



間伐材を使ったペレットボイラーによるハウス加温



シンプルなパッケージ
(環境BOX)

■ 今後の展開 ■

本取組には、改善の余地が多くあるため、これからも商品開発や様々な企画を通じて、来場者に協力を得ながら、環境にやさしいできるかぎりゴミ0ファームを目指して、ひとつひとつ取り組んでいきたいと考えています。

■ 評価 ■

地産地消による循環型農業を中心とした食農体験型エコロジーファームを確立するとともに、生産・加工・販売までを一貫して行う無駄の少ない事業展開による6次産業として地域に密着し、会員も増加するなど、長年にわたって成長している点が評価できる。現状に満足せず、ハウス栽培の加温に地元間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーを導入してCO₂削減を図るなど、継続的に改善努力しており、さらなる発展が期待される。



応募名称

エコロジカルはエコノミカル！ ～木質バイオマスボイラー導入などCO₂削減活動 を含む環境マネジメント～

会社名、事業場名

井村屋グループ株式会社

三重県津市／<https://imuraya-group.com/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

当グループでは「エコロジカルはエコノミカル」の考えの下、CO₂削減の取組を実施しています。

2010年～2012年に主力商品であるBOXあずきバーの「カーボンフットプリント」認証取得の過程において、CO₂排出量全体のうち生産・流通過程で55%を占めていることが「見える化」されたことにより、生産に必要な「熱」と流通時の「冷凍」にかかるエネルギーマネジメントを見直す契機となりました。

【具体的な内容】

2015年、主力熱源であった天然ガスボイラーの代わりに再生可能エネルギーを熱利用する木質バイオマスボイラーを導入し、天然ガスの使用量を減らしています。次に、2016年に従来の3倍以上の収容能力とノンフロン、高効率冷凍機を有する複合冷凍施設「アイアイタワー」が稼働、商品の外部保管の委託量の減少などの取組と合わせることで、CO₂を大幅に削減しています。

こうした取組により、J-クレジット制度では4,904t-CO₂のクレジット量が認証され、2017年4月に三重県伊勢市で開催された第27回全国菓子大博覧会（お伊勢さん菓子博2017）において、他社と合同で会期中の排出量3,700tのCO₂をオフセットすることができました。

また、常温・冷蔵・冷凍の三温度帯で多様な商品を製造する当グループでは、生産工程において規格外商品が発生します。食するには問題はありませんが、商品としては出荷できない規格外製品は、グループ会社であるイムラ株式会社において「MOTTAINAI屋」として週1回、主旨の理解を得て地域の方々に販売することにより廃棄物削減に繋がっています。

【効 果】

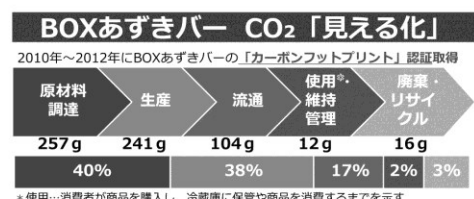
- ・BOXあずきバーでのCO₂「見える化」への取組として、カーボンフットプリント認証を取得
- ・木質バイオマスボイラー稼働によるCO₂削減効果 約3,600t/年
- ・複合冷凍施設「アイアイタワー」稼働によるCO₂削減効果 約440.9t/年
- ・MOTTAINAI屋による規格外商品の販売



複合冷凍施設



カーボンフットプリント
認証商品



■ 今後の展開 ■

本社工場で使用している用水の源流である森林の環境保全活動への参画や各種原材料調達における環境マネジメントの推進を図り、持続的成長に向けた取組を継続していきます。

また、当グループでは食品産業に従事している企業としての社会的責任として地球環境に優しい活動を推進していきます。

■ 評価 ■

エネルギー使用量やCO₂排出量を可視化し、定量的分析に基づいて省エネ施策の全般をトータルに考え、最適かつ効果的な省エネルギー対策を組織的に着実に実施している。環境に配慮した再生可能エネルギーの導入等をはじめ、関連会社とともに、消費者の理解を得て規格外品の販売による廃棄物の削減にも取り組み、食品産業として環境負荷低減に組織的に取り組んでいる点が評価できる。



応募名称

中小企業における電力使用量削減などの 省エネルギーの取組

会社名、事業場名

日進乳業株式会社 アルプス工場

長野県駒ケ根市 / <http://www.nisshinnyugyo.co.jp/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

冷凍冷蔵・空調機設備を多数設置しているアイスクリーム製造部門では、電力使用量削減並びに製品ロス等の削減が課題であるため、省エネルギー・CO₂削減を計画し、2011年に本工場を新設する際に製造工程等の見直しを行いました。

【具体的な内容】

省エネルギーを促進するためエコアクション21認証の取得を機に、定量的な測定やデータ収集に基づく機器の設定の最適化により、電力使用量及びLPガス使用量を削減しました。また、廃棄物の分別を細分化することにより廃棄物から有価資源を取り出し、販売することによって廃棄物排出量の削減及び売却益の確保を実現しました。さらに、省エネ診断を基に社内ではアレンジしながら工事の内製化によるコストの削減や、社員のアイデアを積極的に採用するなど社員一丸となる環境を整え、維持改善することにより全体的な環境対策に取り組んでいます。

1. 電力、LPガス使用量の削減（CO₂排出量の削減）

- ①井戸ポンプやトンネルフリーザーのインバーター化により消費電力量を削減
- ②冷凍冷蔵・空調設備の室外機に噴霧ノズルを設置、熱交換の効率向上により電力量を削減
- ③各工程終了時の連絡を密に行い、ボイラー、コンプレッサーの起動停止管理による運転時間のミニマイズ化により電力量を削減

2. 廃棄物排出量の削減

- ①プラスチック類の分別細分化と分別精度を向上させることにより資源の有効利用量が増加
- ②新製品立上げ時に起こる原材料ロスなどを軽減するため、完成度の高いラインづくりを構築

3. 総排水量の削減

工場排水の処理水を排水処理場の消泡対策に活用するとともに、設備洗浄に再利用

4. 化学物質使用量の削減（苛性ソーダ）

濃度センサーの清掃・校正の周期を決め、定常作業化し、測定値の安定化により濃度のばらつきを無くし苛性ソーダ使用量を削減

5. 食品再生利用等の実施率向上

製品ロスの包装等と食品部分との分別を徹底して行い、食品部分を堆肥として再資源化

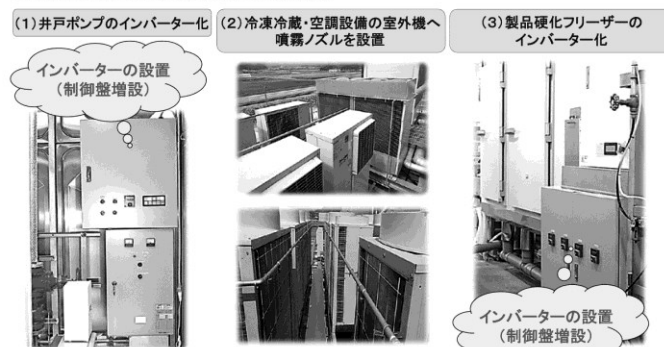
【効 果】

2016年度の効果(前年度比)

電力量*	47,322 [kwh/年] 削減
電力、LPガス使用によるCO ₂ 排出量の削減	
・ 電力	1.24 [t-CO ₂ /百万個] 削減
・ LPガス	1.16 [t-CO ₂ /百万個] 削減
廃棄物排出量	93,854 [kg/年] 削減
総排水量	25.4 [t/百万個] 削減
製品ロスの食品部分100%堆肥化、実施率が向上	

*電力量…電力を時間で積分したものである

電力使用量(二酸化炭素排出量)の削減



■ 今後の展開 ■

製品ロスの低減とプラスチック類の分別精度向上による有価物の比率拡大を目指して、更なる食品ロス削減に取り組むとともに、省エネルギー・CO₂削減の継続的改善を図っていきます。

■ 評価 ■

中小規模においても企業の社会責任が求められている中、機器を定量的に測定し最適な設定を追求することなどにより省エネルギー化し、CO₂を削減している。加えて、社員のアイデアの採用、労力を活用することで外部支出を低減し、社員の意識改革を実現させた。環境対策と人材育成、両面で取り組んでいる点が評価できる。



応募名称

PDCAシステム活用による省エネルギーシステム

会社名、事業場名

日本マクドナルド株式会社

東京都新宿区／<http://www.mcdonalds.co.jp/>

■ 取組内容 ■

【目 的】

PDCAシステムに則った、継続性ある省エネルギー対策を実施しています。その取組としてエネルギー削減だけでなく、状況に見合ったエネルギー使用の最適化を図っています。また、直営店・フランチャイズ店共に同じ行動をとれるようシステム化し、省エネルギーを特別な対策とせず、通常業務の一部と位置付けています。

【具体的な内容】

以下の内容のPDCAシステムを実施しています。

P：エネルギー使用量（Utility）目標の設定。

D：設備機器の最適化：

- ・ブランドメンテナンス
- ・タイムマネジメント（ドットシステム）
- ・オペレーション管理（スケジューリング、トレーニング）

C：使用エネルギー量の定期的な検針による確認。

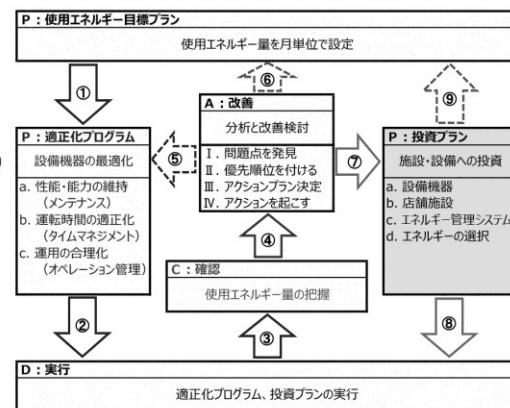
A：分析・改善検討：

【最適化プログラム】

問題点発見⇒優先順位決定
⇒アクションプラン決定⇒アクションの実施。

【投資プラン】

投資プランに則り、投資の検討を行い、
設備機器の最適化、施設・設備への投資の結果は、
使用エネルギー量として評価し目標設定に反映。



これらのPDCAサイクルは通常業務の一部として作業の標準化が図られており、特徴は以下のとおりです。

- ①その状況・結果は店舗マネージャーの評価項目の一部である。
 - ②フランチャイズ店、直営店に関わらず実施し、評価することができる。
 - ③従業員（社員・アルバイト）が異動しても同じシステムで運用できる。
- また、本社では店舗に最新機器の選定や紹介などを行っています。

【効 果】

店舗平均エネルギー使用量

- ・2008年を基準に2009年から2016年までの全店で原油換算104,574klの使用量を削減、年平均削減率1.46%。
 - ・2008年を基準に2016年と比較すると、1店舗あたり9.2kl削減（下図）、全店で26,781kl削減。
- この削減量は、384店舗分のエネルギー使用量に相当する（2016年実績を基に計算）。



■ 今後の展開 ■

現在のPDCAシステムを継続し、より運用しやすいシステムを取り入れてシステムの向上を図るとともに、本社・本部では省エネルギー対応機器を検討・開発しつつ、より一層の省エネルギー・CO₂削減を促進していきます。

■ 評価 ■

省エネルギー対策に関する本社・本部の取組方針に基づき、店舗（直営店・フランチャイズ店）において日常業務として取り組めるルールを作成し、統一的に現場レベルで環境対策が実施できる仕組みを構築・実施している。また、「ブランドメンテナンスカレンダー」や「フードセーフティチェックリスト」など、各店舗で実施できるように現場作業レベルにまで手順化したものを準備し、設備機器の最適運用、エネルギーの効率化を実現し成果を挙げている点が評価できる。



応募名称

地元関係者との連携による 「摘果りんご」の活用

会社名、事業場名

株式会社マツザワ

長野県下伊那郡高森町／<http://www.matsuzawa.gr.jp/>

■ 具体的な取組内容 ■

【目 的】

当社は、棄てられていた農業残渣を、その地域の文化や風土、食の素材として活かすため、地域の人々と連携して新たな農業資源として活用した商品を開発し販売することによって、潤いと活力ある地域社会づくりを目指しています。

【具体的な内容】

りんごの栽培において、果実品質向上のため生育途中で間引きする摘果作業があり、2016年のりんご国内生産第2位の長野県では、摘果したりんごが農業残渣として多く廃棄されています。その摘果りんごを有効活用するため、2011年から飯田下伊那りんご部会やJAみなみ信州と連携し、農林水産省が定める「農業取締法」の規制に沿った摘果りんごの組織的な集荷方法を考案し、56～70mmの大きさの摘果りんごの利用を可能にしました。

また、毎年、地元で集荷説明会を開催し、法令順守の指導学習と、より良い栽培方法の意見交換を行うことで、それぞれの役割を最大限に発揮し地域連携事業として実施しています。

【効 果】

(1) 摘果りんごを原材料に利用し、農業残渣・未利用品の有効活用を実現

2017年では、参加農家数50戸以上となり、年間約90tの「摘果りんご」が資源として活かされています。

(2) 地域関係者等と明確に役割分担し、流通経費を抑えることにより農家手取りを向上

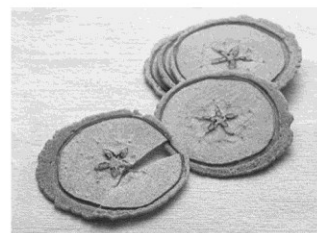
ジュースやジャムなどの加工用りんごは通常1kgあたり20～30円の相場で取引されていますが、農家、JA、当社が密接に連携し経費を抑えることで、1kgあたり60円で購入しています。



集荷説明会の様子



摘果りんごの納品の様子



摘果りんごを使用した商品

■ 今後の展開 ■

組織的に集荷可能となってきた「摘果りんご」の新たな商品開発とともに、グループ全体（全国17拠点）で未利用の農業残渣を有効活用するため、各地域の農家やJAなどと積極的に意見交換を行い、連携を図り、商品開発・販売していくことで地域の活性化に寄与していきます。

■ 評価 ■

これまで農業残渣として廃棄されていた摘果りんごを、スライスや、すりおろすなどして、地域のお土産菓子「りんご乙女」に有効活用した。特に、地域事業者等と密に連携し、関係者がそれぞれの役割を分担することによって経費を抑え、「摘果りんご」に高い付加価値を与え、農家の収入確保に繋げるなど、食品廃棄ロス削減と農業経営双方の持続可能なモデルにしている点が評価できる。



応募名称

長期保存可能な豆腐の開発及びおからの飼料化

会社名、事業場名

森永乳業株式会社

東京都港区／<http://www.morinagamilk.co.jp/>

■ 取組内容 ■

【目 的】

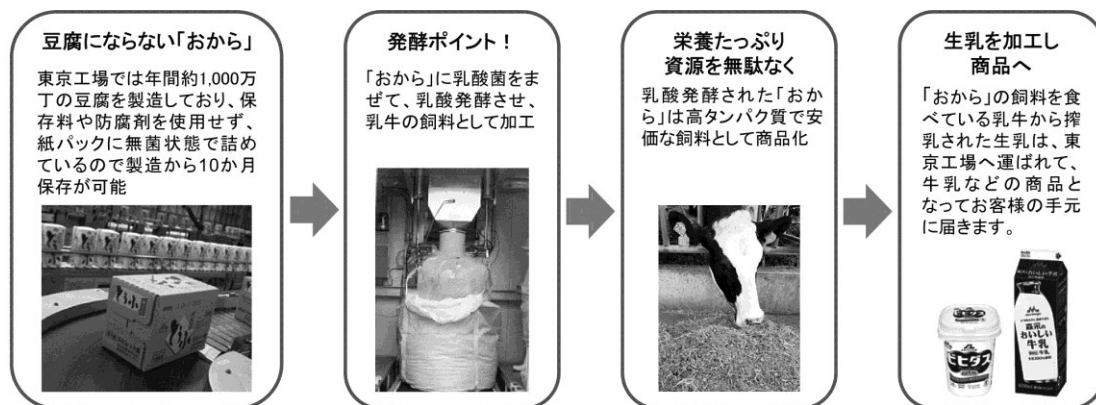
当社の無菌充填技術により、牛乳、デザート等の長期保存化と商品の計画的な製造が可能となりました。1985年に更なる取組としてアメリカで長期保存可能な無菌充填豆腐を発売しました。（日本国内販売は1989年）2011年の東日本大震災以降、長期保存食品の価値が見直され、食品廃棄ロス削減にも繋がる点で再注目されています。

その一方で、豆腐の製造には大豆の投入量以上の「おから」が生成されます。当社は長く産業廃棄物として処理してきましたが、現在は乳酸発酵させることでサイレージ飼料として有効活用しています。

【具体的な内容】

従来、日持ちのしなかった豆腐を当社の技術（無菌充填）により長期保存を可能にしたことで、ギフト及び災害時用の備蓄品としての活用、また海外での販売など新たな市場を創造してきました。

豆腐の製造時に出た「おから」を有効活用するため、関係会社と共同で飼料化に取り組み、2013年10月より、「おから」に乳酸菌を混ぜ、フレコンバック（大豆が納品される際に入っていた袋を再利用）に詰めて密閉させた状態で保管し乳酸発酵させることで、風味良好なサイレージ飼料を造り、商品化しています。東京工場では、この飼料を給餌している乳牛からの生乳を受け入れて乳製品にしています。



【効 果】

長期保存可能な豆腐は、アメリカ、ヨーロッパなどの海外で常温の販売が可能のため、更に利便性が高まっています。また、短期的な需要変動に左右されずに製造ができるためロスが少なく、通常の豆腐よりも賞味期限切れによる食品廃棄量を減らすことに貢献しています。

おからを飼料化することで産業廃棄物の処理費用が削減される以外にも、飼料の輸入による輸送エネルギーの削減、国産の安価な飼料による酪農家の経営改善などに寄与しています。

■ 今後の展開 ■

当社は、30年以上豆腐を常温保存品として海外に輸出してきた実績があり、今後国の規格基準が改正され常温販売が認められれば、これまで以上に国内の流通が拡大し、災害時の緊急物資としての活用が期待できます。また、おからの再利用に関しては、豆腐、豆乳、醤油製造事業者も同様の取組が始まっており、本取組の普及拡大を図っていきます。

■ 評価 ■

自社開発による無菌充填技術を用いて賞味期限の短い豆腐の長期保存を可能にすることによって、賞味期限の延長を実現し、海外販売や災害時の備蓄品など、豆腐の新たな市場を創造し、さらには計画的製造や食品廃棄ロス削減にも継続的に貢献している。さらに、飼料価格が高騰している昨今、おからを乳酸発酵により飼料化することによって廃棄物及びCO₂の削減に貢献している点も評価できる。

大規模小売業者との取引に関する 納入業者に対する実態調査報告書

－公正取引委員会－

平成30年1月31日

第1 調査の趣旨

1 公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、納入業者に不当に不利益を与える行為に対し厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また、この未然防止の取組の一環として、公正取引委員会は、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、取引の実態を把握するための調査を実施している。

2 大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為について、平成25年以降、毎年20件前後の注意を小売業者に対して行っている。このような実情を踏まえ、公正取引委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施した。

第2 調査結果及び公正取引委員会の対応

1 本調査の結果、大規模小売業者と納入業者の一部の取引において、大規模小売業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められた(調査結果の概要については、「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書(概要)」を参照)。

公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、大規模小売業者の関係事業者団体に対し、業界における取引の公正化に向けた取組の要請等を行うこととした。

2 公正取引委員会は、今後とも、本調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者の取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これに違反する行為に対しては、厳正に対処していく。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03-3581-1882(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第1 調査の趣旨・方法等

■調査の趣旨

・大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われている一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為（独占禁止法第2条第9項第5号）について、平成25年以降、毎年20件前後の注意を小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対して行っている。

・この状況を踏まえ、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていないかを調査

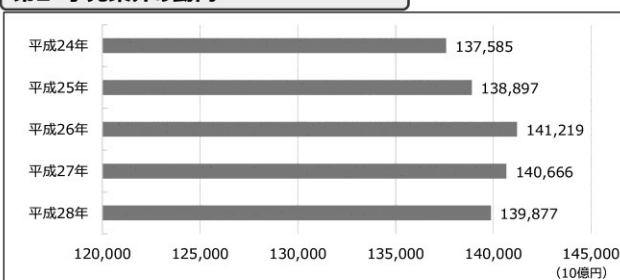
■調査の方法等

発送数（A）	回答者数（B） （回答率 B/A）	大規模小売業者との取引がある と回答した者（C） （回答率 C/A）
31,955	11,233（35.2%）	8,201（25.7%）

※ 調査対象期間：平成28年7月1日～平成29年6月30日

- ・売上高70億円以上の大規模小売業者との取引があると思われる納入業者31,955名に調査票を送付
- ・それぞれ取引高が大きい大規模小売業者上位3社（以下「主要取引先」）との取引について、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」）の内容に沿って、アンケート形式により問題となり得る行為等を調査
- ・8,201名の延べ取引数は、19,289取引（以下「集計対象取引」）

第2 小売業界の動向



- ・平成28年の国内小売業販売額は約140兆円であり、2年連続減少している。
- ※ 経済産業省「商業動態統計」

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果①（納入業者の概要）

(1) 資本金の額			(2) 主要取引先への取引依存度			(3) 主要取引先との取引年数		
○ 納入業者の資本金の額は、 ・「1000万円以下」が44.6% ・「1000万円超5000万円以下」が34.6%			○ 主要取引先への取引依存度（納入業者の売上高に対する主要取引先の売上割合）は、 ・「10%以下」が60.3% ・「10%超30%以下」が27.3%			○ 主要取引先との取引年数は、 ・「20年超」が35.1% ・「5年超10年以下」が19.3%		
資本金区分	回答者数	割合(%)	取引依存度	取引数	割合(%)	取引年数	取引数	割合(%)
1000万円以下	3,591	44.6	10%以下	10,874	60.3	5年以下	2,405	14.4
1000万円超5000万円以下	2,787	34.6	10%超30%以下	4,924	27.3	5年超10年以下	3,225	19.3
5000万円超1億円以下	1,078	13.4	30%超50%以下	1,062	5.9	10年超15年以下	2,419	14.4
1億円超3億円以下	167	2.1	50%超	1,163	6.5	15年超20年以下	2,818	16.8
3億円超	422	5.2	合計	18,023	100.0	20年超	5,879	35.1
合計	8,045	100.0	(無回答1,266名)			合計	16,746	100.0
(無回答156名)						(無回答2,543名)		

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果②（大規模小売業者と納入業者との取引の状況）

(1) 問題となり得る行為がみられた取引数及び割合（行為類型別）

- 問題となり得る行為がみられた取引の上位3行為類型
 - ・「協賛金等の負担の要請」
 - ・「返品」
 - ・「取引の対価の一方的決定（買いたたき）」
- 問題となり得る行為が一つ以上みられた取引は、集計対象取引全体の15.9%（3,063取引）

行為類型	問題となり得る行為がみられた取引数	集計対象取引（注）に占める割合
協賛金等の負担の要請	1,302	6.7%
返品	1,232	6.4%
取引の対価の一方的決定（買いたたき）	693	3.6%
購入・利用の要請	657	3.4%
従業員等の派遣の要請	522	2.7%
減額	370	1.9%
受領拒否	214	1.1%
支払遅延	180	0.9%
合計（上記行為が1つ以上みられた取引数）	3,063	15.9%

（注）集計対象取引は、19,289取引である。

(2) 主要取引先の業態における問題となり得る各行為類型の割合

- 他の業態と比較し、特に割合が大きいもの
 - ・「ドラッグストア」による「返品」
 - ・「ホームセンター」による「協賛金等の負担の要請」
 - ・「ディスカウントストア」による「従業員等の派遣の要請」
 - ・「ドラッグストア」「ディスカウントストア」「100円ショップ」による「買いたたき」

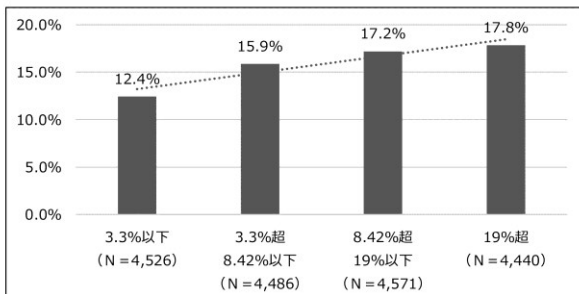
	購入・利用の要請	協賛金等の負担の要請	従業員等の派遣の要請	受領拒否	返品	支払遅延	減額	買いたたき
ドラッグストア（N=410）	2.9%	11.7%	6.6%	1.2%	17.3%	0.2%	4.4%	7.6%
ホームセンター（N=1,170）	1.4%	13.8%	6.8%	1.6%	9.7%	1.1%	2.4%	4.1%
ディスカウントストア（N=375）	4.0%	10.9%	8.5%	1.9%	7.7%	0.5%	4.0%	7.5%
専門量販店（N=1,968）	2.0%	8.3%	2.9%	1.5%	7.7%	1.4%	3.3%	3.4%
食品スーパー（N=2,971）	5.7%	8.2%	2.5%	1.0%	4.0%	0.6%	1.3%	4.2%
百貨店（N=1,927）	3.6%	4.9%	5.8%	0.6%	7.6%	1.8%	2.1%	2.6%
コンビニエンスストア（N=320）	3.4%	7.2%	1.6%	0.9%	5.9%	0.3%	1.9%	5.0%
総合スーパー（N=2,176）	3.5%	6.3%	1.4%	1.0%	4.6%	0.7%	1.1%	4.0%
農協（N=902）	5.2%	2.9%	1.2%	1.0%	6.2%	0.9%	2.8%	2.7%
通販業者（N=882）	1.2%	4.4%	0.3%	1.2%	7.4%	0.9%	1.0%	1.9%
生協（N=802）	2.5%	6.5%	0.6%	1.4%	4.2%	0.0%	0.6%	2.9%
100円ショップ（N=126）	1.6%	2.4%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.8%	7.1%
その他（N=1,771）	3.5%	3.7%	0.6%	1.1%	5.0%	0.6%	1.5%	2.5%

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果③ 計量分析

(1) 取引依存度との関係

- 優越ガイドライン上の優越的地位の判断の考慮要素である「取引依存度」と問題となり得る行為がみられた取引の関係について分析
- 取引依存度を基準として、取引数を4分割し、各グループで問題となり得る行為がみられた取引が行われる割合を求めたところ、取引依存度が高いグループほど、当該取引が行われる割合が大きい

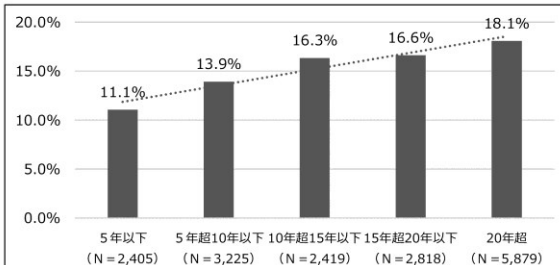


■ 計量分析の結果

- 取引依存度が高いほど問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向

(2) 取引年数との関係

- 優越ガイドライン上の優越的地位の判断の考慮要素である取引先変更の可能性、また、取引することの必要性が、取引年数に影響していると考えられるため、「取引年数」と問題となり得る行為がみられた取引の関係について分析
- 取引年数が高いグループほど、問題となり得る行為がみられた取引が行われる割合が大きい



■ 計量分析の結果

- 取引年数が高いほど問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果④ 計量分析

(1) 取引継続理由との関係

- 問題となり得る行為を受けているにもかかわらず、取引を継続している状況がわかれたため、取引を継続している理由を、売上げの減少を防ぐためという「消極的な理由」と売上げの増加のためという「積極的な理由」に分けて分析

区分	主要取引先と取引を継続している理由	問題となり得る行為がみられた取引数	当該継続理由による取引に占める割合
消極的な理由	取引依存度が高いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。	1,467	23.7% (1,467/6,198)
	新たな取引先小売業者との新規の取引契約を交わすことは容易ではなく、他の取引先小売業者との取引を拡大することは困難であるため。	995	22.5% (995/4,427)
	取引額が多いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。	1,918	21.6% (1,918/8,900)
	取引契約を解除する際には多額の違約金の支払が必要となるため。	8	15.1% (8/ 53)
積極的な理由	取引先小売業者は事業規模が拡大していることから、取引を継続することが自己の事業規模の拡大につながるため。	824	16.2% (824/5,076)
	市場におけるシェアが高く有力な業者であることから、将来の売上増加が期待できるため。	1,377	15.2% (1,377/9,057)
	取引を行うことが自己の信用力の確保になるため。	896	14.4% (896/6,227)

■ 計量分析の結果

- 消極的な理由により取引を継続している方が問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向

(2) 主要取引先の業態との関係

- ドラッグストアは他の業態より、問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかったため、傾向を分析

主要取引先の業態	問題となり得る行為がみられた取引数	当該業態との取引に占める割合
ドラッグストア	118	28.8% (118/ 410)
ホームセンター	265	22.6% (265/1,170)
ディスカウントストア	77	20.5% (77/ 375)
専門量販店	356	18.1% (356/1,968)
食品スーパー	490	16.5% (490/2,971)
百貨店	315	16.3% (315/1,927)
コンビニエンスストア	47	14.7% (47/ 320)
総合スーパー	317	14.6% (317/2,176)
農協	123	13.6% (123/ 902)
通販業者	113	12.8% (113/ 882)
生協	96	12.0% (96/ 802)
100円ショップ	13	10.3% (13/ 126)
その他（サービスエリア、駅ビル 等）	209	11.8% (209/1,771)

■ 計量分析の結果

- 他の業態に比べてドラッグストアについて、問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第4 調査結果の評価①（問題となり得る行為の状況）

■ 問題となり得る行為がみられた取引において回答が多かった行為類型の具体的要請、事例等

○ 協賛金等の負担の要請

⇒ 「大規模小売業者から、事前に負担額、算出根拠及び目的の3つについて明確にすることなく、一定額又は貴社（納入業者）からの納入金額の一定割合に相当する額の協賛金等の要請」との回答が最も多く、次いで「センターフィー（注）について、貴社の事業経営上のメリットに応じた合理的な負担分を超える額の要請」が多かった。

（注）物流センターを運営している小売業者が、当該センターに商品を納入している卸売業者又は製造業者に対して、当該センターの利用料等の名目で支払を要請しているもの。以下同じ。

○ 返品

⇒ 「売れ残り、売場の改装等を理由とした返品」との回答が最も多く、次いで「大規模小売業者が破損・汚損したことを理由とした返品」が多かった。

○ 取引の対価の一方的決定

⇒ 「セールで販売することを理由に、通常時の取引価格を下回る価格を一方的に定めた。」との回答が最も多かった。

	協賛金等の負担の要請	返品	取引の対価の一方的決定
ヒアリングで聞かれた内容	ホームセンターは、顧客に対するポイント還元等のイベントごとに販売応援という名目だけで、その算出根拠を明示することなく、負担させる。	専門量販店は、返品について事前に取決めはないので、明確に返品を求められるということはなく、「どうしようか。」という言い方をしてくる。しかし、これは返品を求めているので、今後の取引を考えて返品を受け入れている。	農協は、セールを行うという理由で一方的に価格を引き下げ、その後セール終了後も価格を据え置いて元の価格に戻してくれない。価格交渉においては、「おまえのところで取引を行わない。」と言われるので引き下がるしかない状況である。
	総合スーパーからは、取引を行うために物流センターの利用が必要であると言われており、使わないという選択はできない。物流センターの使用に際してはセンターフィーを支払う必要があるが、その算定根拠は示されず、料金を提示されるだけで交渉の余地はない。	食品スーパー等から、納入している青果物のうち一つの商品でも傷んでいれば、それ以外は問題のない同じ棚に乗っている商品を全て店頭から撤去して返品される。事前に相談されることはなく、返品される商品と返品伝票を渡されるだけである。	100円ショップとの取引において、一定の納入数量を前提として納入する価格を決定したにもかかわらず、それに満たない納入数量の発注でも同じ価格を押し付けられる。

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第4 調査結果の評価②（問題となり得る行為を行っている大規模小売業者の状況）

- ドラッグストアでは、「返品」が他の業態に比べて著しく多い
⇒ ドラッグストアは**医薬品の商慣習を他の商品にも適用している**との話が聞かれたが、返品を行うのであれば、商品の購入に当たって**納入業者との合意により返品条件を定め、その条件に従って返品する**などといった対応が求められる。
- ホームセンターでは、「協賛金等の負担の要請」が他の業態に比べて多い
⇒ 「商品が無償で提供するように求めてくる。」との話が聞かれたが、要請内容が**物品であっても、経済上の利益の提供要請として問題となり得る**ため、注意を要する。
- ディスカウントストアでは、「従業員等の派遣の要請」が他の業態に比べて多い
⇒ 「費用についてはディスカウントストアの負担は全くない。」との話が聞かれたが、従業員等の派遣の要請を行う場合は、その条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、**派遣のために通常必要な費用を負担する**といった対応が求められる。

	ドラッグストア	ホームセンター	ディスカウントストア
ヒアリングで聞かれた内容 納入業者に対する	○ ドラッグストアは、売れ残りを理由として商品を返品してくる。多く仕入れておいて、売れ残ったら返品すればよいという考え方で普通に返品してくる。返品されると損失になることから受け入れたくはないが、他社の話では、返品を断ったら店舗で商品を陳列する場所が減らされたということで受け入れざるを得ない。 ○ ドラッグストアからの返品が日常的に発生している。医薬品業界に返品の慣習があるようなので、その慣習を医薬品以外の商品に適用していると思う。	○ ホームセンターは販促活動として顧客に景品を提供するために、商品を無償で提供するように求めてくる。新規店舗の開店、正月の売出しを行う店舗が示され、これらの店舗用に無償提供を行ってほしいという要請が行われる。当社には直接のメリットはないけれども、取引上の付き合いで応じざるを得ない。	○ ディスカウントストアの店舗で商品の入替え作業をさせられている。納入業者が集められ、必要であれば宿泊もしながら1年間で全店舗において商品の入替え作業を行っている。この作業によって発生する費用についてはディスカウントストアの負担は全くない。作業は朝から夜まで商品の陳列、補充、清掃、倉庫整理を行うこととなる。

7

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第5 公正取引委員会の対応

- 本調査の結果、大規模小売業者と納入業者の一部の取引において、大規模小売業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められた。
- 違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行う。
 - 1 ① 大規模小売業者の関係事業者団体に対して、優越的地位の濫用規制の内容を傘下会員に周知徹底するなど、**業界における取引の公正化に向けた取組を要請**
 - ② 大規模小売業者を対象とする**講習会を実施**（本調査結果及び優越的地位の濫用規制の内容を説明）
 - ③ 大規模小売業者及び納入業者に対し、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を通じ、**各種講習会への参加、講習用動画の活用等を広く呼びかけ**
 - 2 今後とも、本調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者の**取引実態を注視し**、優越的地位の濫用規制上問題となるおそれのある**行為の把握に努めるとともに**、これに違反する行為に対しては、**厳正に対処**

8

食品衛生規制の見直しに関する骨子案

(食品衛生法等の改正骨子案)

－ 厚生労働省 －

平成30年1月16日

1. 趣旨

- 前回の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食や食品を取り巻く環境が変化している。
- このような変化に伴い、都道府県等を越える広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止、下げ止まり傾向である食中毒発生数を抑制する必要があること等を踏まえると、食品等を提供する事業者におけるより一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。
- さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や我が国の食品の輸出促進を見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められる。
- これらの状況を踏まえ、食品安全の確保のため、消費者、事業者、有識者など関係者の意見も踏まえ、以下に基づき、次期通常国会に食品衛生法等を改正する所要の法案の提出を行う。

2. 主な改正内容

①広域的な食中毒事案への対策強化

- 国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために、相互に連携や協力を行うことを明記するとともに、連携や協力の体制整備のため、厚生労働大臣が、国や都道府県等の関係者で構成する広域連携協議会を設置することができることとする。
- 緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、当該協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応できることとする。

②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化

- 我が国の食品衛生管理水準の向上や国際標準化を図り、事業者自らが取り組む衛生管理を推進するため、食品等事業者※、と畜業者等や食鳥処理業者は、
 - ・施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、

・事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じて行う、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための衛生管理(規模や業種等を考慮した一定の営業者については、その取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理)に関する計画を定め、遵守しなければならないこととする。

※常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業など、公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種については、対象から除く。

○現行の「総合衛生管理製造過程承認制度」(食品衛生法第13条)は廃止する。ただし、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていると認めた場合に、食品衛生法で定める食品の製造・加工の規格基準に適合しなくとも販売等ができるとする仕組みは維持する。

③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集

○健康被害の発生を未然に防止する観点から特別の注意を必要とする成分等※を含有する食品を販売等する事業者は、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等を通じて厚生労働省に報告しなければならないこととする。

※厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する。

○また、厚生労働大臣等が健康被害に関する調査を行う場合には、関係者は健康被害に関する情報提供等に努めるものとする。

④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

○食品用器具・容器包装の安全性の確保や規制の国際的整合性の確保のため、人の健康を損なうおそれがない場合を除き、合成樹脂等を対象として、規格が定められていない原材料を使用した器具・容器包装を販売等してはならないこととするとともに、製造者は、適正製造管理規範を遵守しなければならないこととする。

○器具・容器包装の製造者や販売者は、製品の販売先の事業者に対し、当該製品が規格基準に適合する旨の情報を提供しなければならないこととし、器具・容器包装の原材料の製造者が、器具・容器包装の製造者等から求められた場合には、その情報の提供に努めなければならないこととする。

⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

○都道府県ごとに異なる営業許可基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとする。

(注)現行の政令で定める営業許可業種について、営業実態等を踏まえた見直しを行う。

○公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県等に届け出なければならないこととする。

⑥食品リコール情報の報告制度の創設

○営業者が製造等をした食品等が、食品衛生法に違反をした場合等で、当該食品等を回収するときは、食品衛生上の危害が想定されない場合を除き、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に報告し、当該報告を受けた都道府県知事等は厚生労働大臣等に報告しなければならないこととする。

⑦輸入食品の安全性確保・食品輸出関係事務の法定化

○輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置(HACCPによる衛生管理)が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入してはならないこととする。

※食肉、食鳥肉等を想定。

○また、衛生管理によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品※の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とする。

※乳、乳製品や生食用カキやフグを想定。

○都道府県知事等は、輸出される食品の安全性に関する証明書の発行その他必要な措置を行うことができることとする。

⑧その他

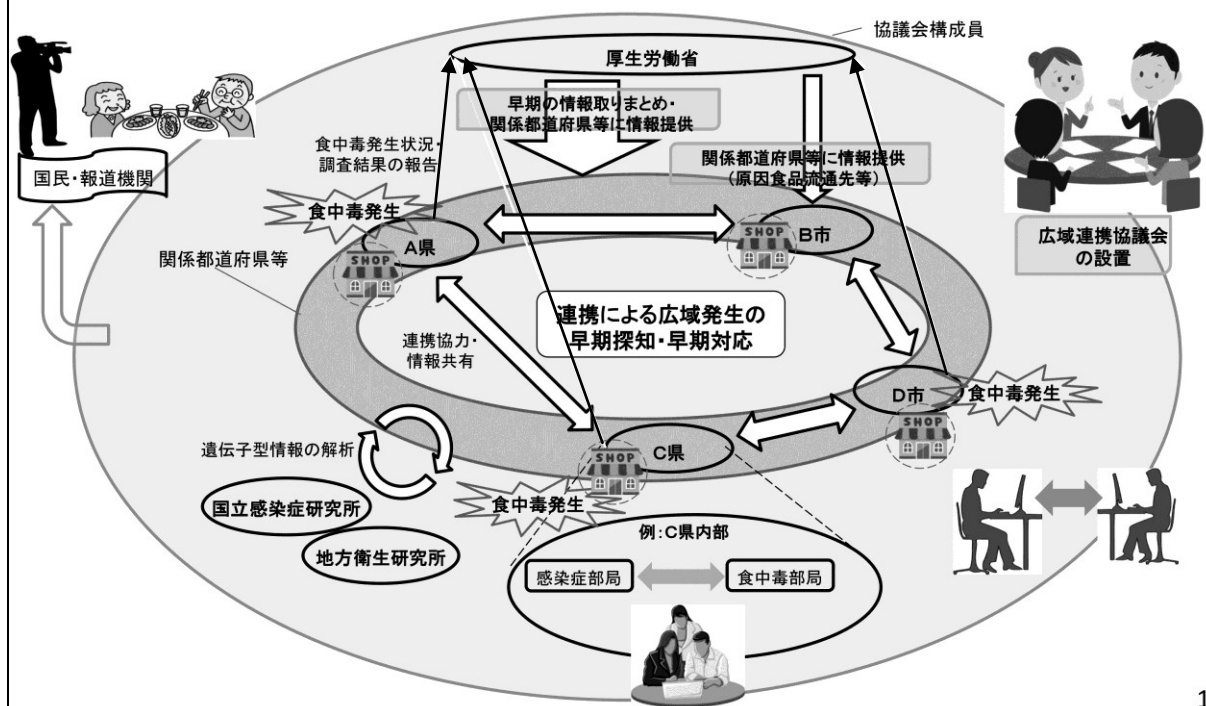
○行政処分や罰則に関する規定や経過措置など所要の規定の整備を行う。

(以上)

食品衛生規制の見直しに関する骨子案 (食品衛生法等の改正骨子案) 【参考資料】

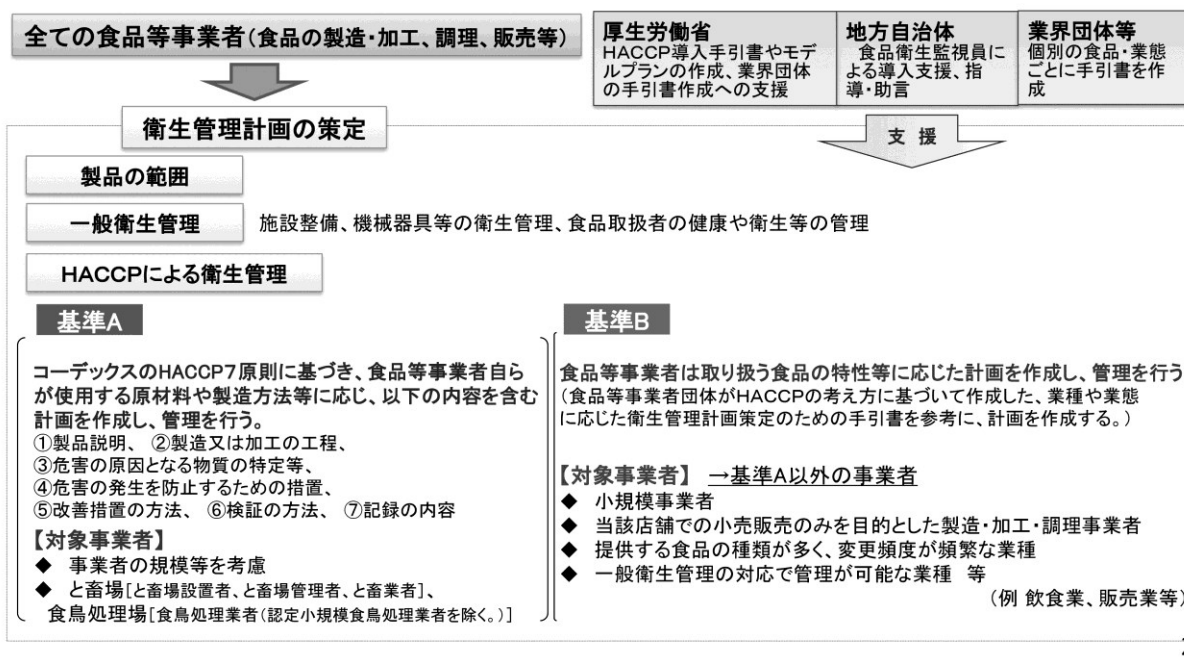
※ 本資料は、骨子案の理解を深めていただくために、参考として示すものです。

①広域的な食中毒事案への対策強化 (広域的な食中毒事案に対応する関係機関の連携イメージ)



②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化

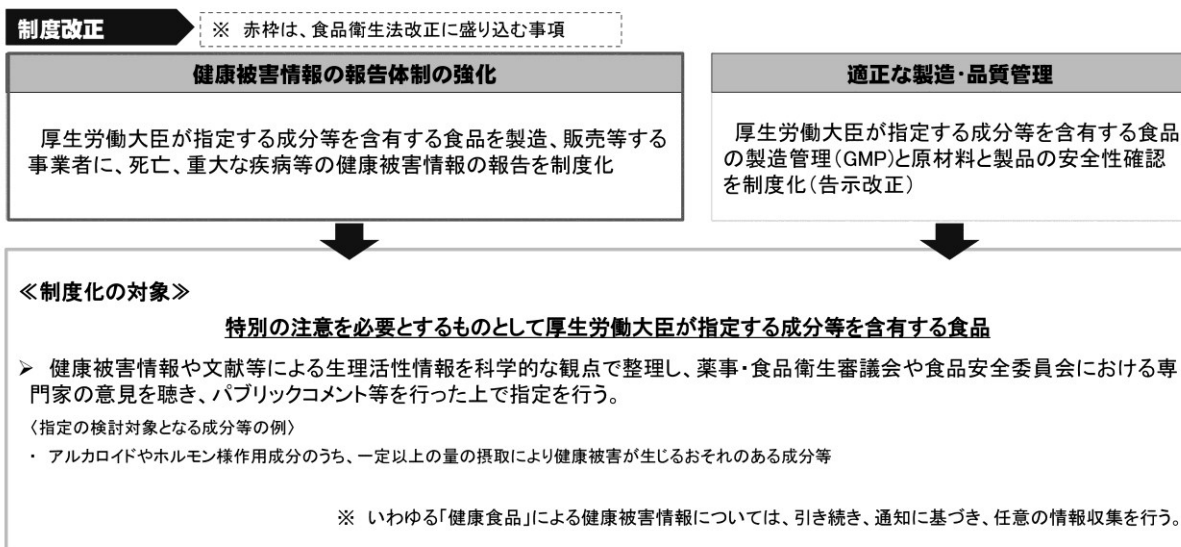
これまでの国内の取組、諸外国の状況等を踏まえ、国内の食品の安全性の更なる向上を図るため、HACCPによる衛生管理を制度として位置づけ、定着を図るために、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえつつ、実現可能な方法で着実に取組を進めていく。なお、現行のHACCP承認制度である総合衛生管理製造過程承認制度は廃止する。



2

③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

食品による健康被害の発生・拡大を防止するための食品衛生法第6条及び第7条の適確な運用を図る観点から、健康被害情報の報告制度を確立するとともに、特別の注意を必要とする成分等を含む食品の適正な製造・品質管理の確認を制度化し、安全性の確保を図る。



3

④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

現行の規制

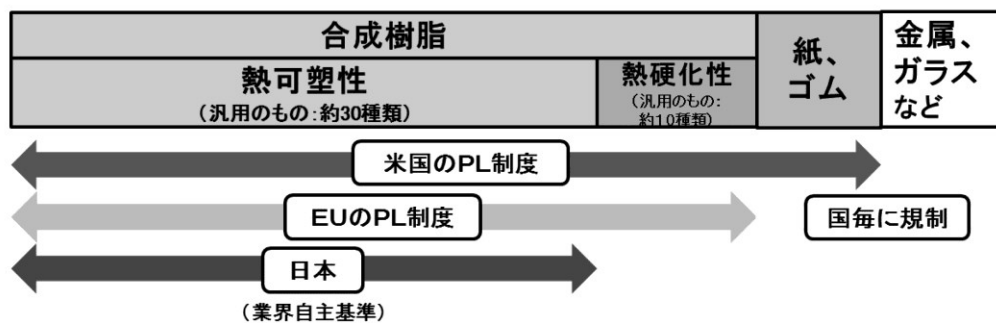
- 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定めたネガティブリスト制度。
- 海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

見直しの方向性

- 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定めたポジティブリスト制度。
- 安全が担保されたもののみ使用できる。

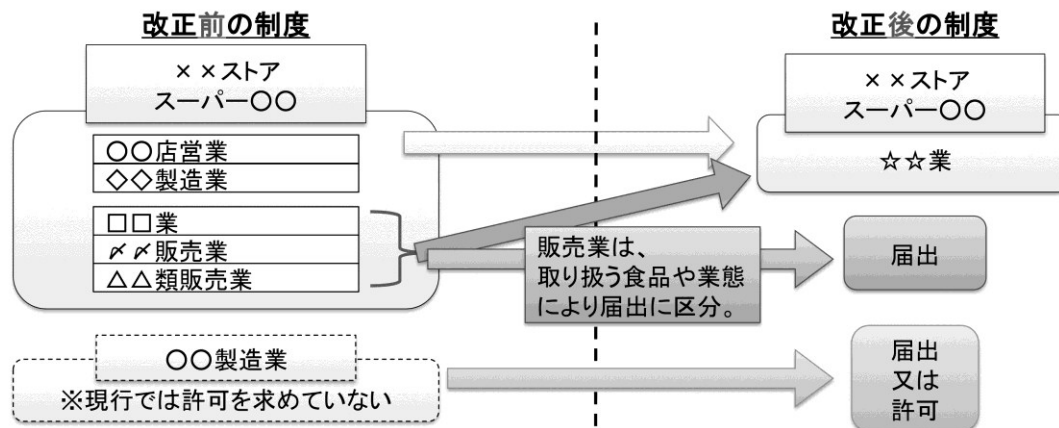
※ 製造者に、適正製造管理規範(GMP)の遵守を求める。
※ 製造者や販売者に、製品の販売先の事業者への製品の規格基準への適合情報の提供を求める。

(参考)ポジティブリストが導入されている欧米諸国での規制対象



4

⑤営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

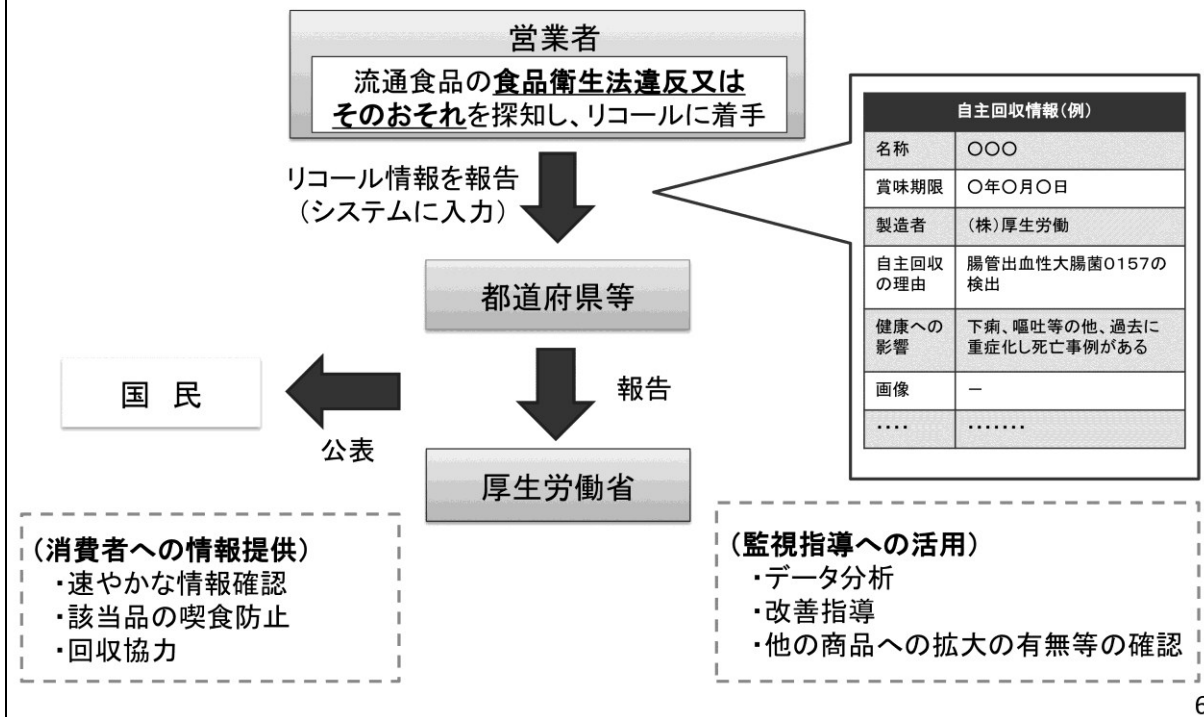


(参考) 現行の34許可業種(政令)

- | | | | |
|----------------|--------------|-------------------|---------------|
| ① 飲食店営業 | ⑩ 乳類販売業 | ⑲ 清涼飲料水製造業 | ⑳ ソース類製造業 |
| ② 喫茶店営業 | ⑪ 食肉処理業 | ⑳ 乳酸菌飲料製造業 | ㉑ 酒類製造業 |
| ③ 菓子製造業 | ⑫ 食肉販売業 | ㉑ 氷雪製造業 | ㉒ 豆腐製造業 |
| ④ あん類製造業 | ⑬ 食肉製品製造業 | ㉒ 氷雪販売業 | ㉓ 納豆製造業 |
| ⑤ アイスcream類製造業 | ⑭ 魚介類販売業 | ㉓ 食用油脂製造業 | ㉔ めん類製造業 |
| ⑥ 乳処理業 | ⑮ 魚介類せり売営業 | ㉔ マーガリンショートニング製造業 | ㉕ そうざい製造業 |
| ⑦ 特別牛乳搾取処理業 | ⑯ 魚肉ねり製品製造業 | ㉕ みそ製造業 | ㉖ 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| ⑧ 乳製品製造業 | ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業 | ㉖ 醤油製造業 | ㉗ 添加物製造業 |
| ⑨ 集乳業 | ⑱ 食品の放射線照射業 | | |

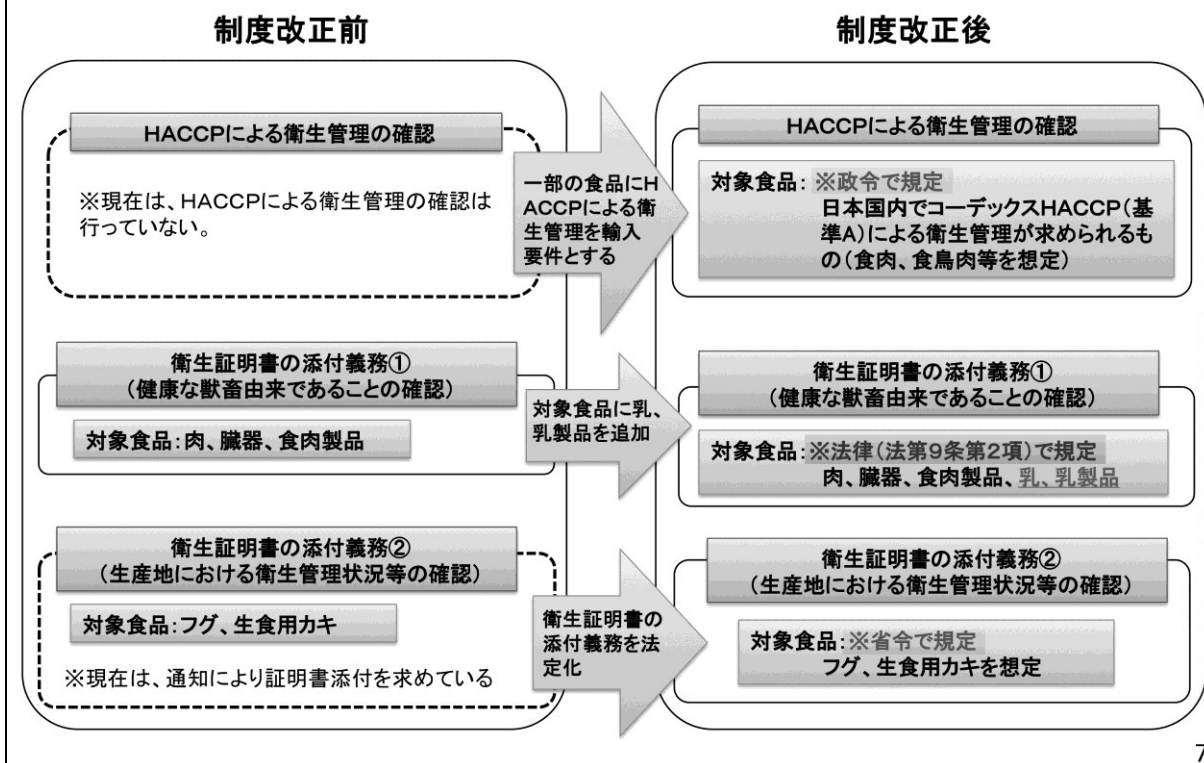
5

⑥食品のリコール情報の報告制度の創設



6

⑦輸入食品の安全性確保



7

第1回 企業部会幹事会

－ 国民生活産業・消費者団体連合会 －

平成30年2月7日(水)15:00～

ホテルニューオータニ宴会場階「AZALEA」

「企業部会」は、すでに発足している「消費者部会」と同様、昨年6月の定時総会でその設置の承認をいただいた新機関です。12月の第3回常務理事会・理事会合同会議にて、「設立趣意書」と、同会を具体的に運営していく「企業部会幹事」のメンバーについての承認をいただき、この度「第1回企業部会幹事会」が開催され、正式に「企業部会」が発足しました。



2月7日(水)の「第1回企業部会幹事会」には、業界団体会員を中心とする企業部会幹事メンバーと、代表者出席の叶った役員企業会員の有志が出席し、生団連が取り組むべき様々な議題について議論がなされました。

〈企業部会設立趣意〉 生団連企業部会設立趣意書より抜粋

わが国は国家と官僚の主導により、製造業の発展を柱として 1945 年の焦土から短期間で戦後復興を成し遂げ、世界有数の工業国となった。しかしながら社会が高度に発展した現在、わが国では流通・サービス産業を中心とした第三次産業がGDPの7割を超えるという構造変化が進んでいる。

このような変化にもかかわらず、わが国の様々な制度や仕組みは、現実の国民経済構造に十分対応できているとはいえない状況にある。

国民生活に密着し、国民生活に直接的責任を負う我々生活産業は、一企業や一業界の枠組みを超え、国民利益＝生活産業利益の観点から国の諸制度と仕組みの改善・改革を遂行し、国民の生活・生命を守り、持続的な国の安定と繁栄をはかるとともに、世界の調和的発展に資するため、ここに生団連企業部会を設立する。

生団連企業部会設立趣意書の全文は、生団連ホームページでご確認いただけます。

<http://www.seidanren.jp/information/pdf/176.pdf>

第1回企業部会幹事会 議題

議題1：企業部会設立について

議題2：透明性の高い財政と予算制度の構築

議題3：「同一労働同一賃金」の考え方

議題4：「106万円・130万円の壁」

議題5：カジノ解禁の問題

議題6：「外国人労働者」受け入れ

議題7：第2回消費者部会の議事報告

議題8：食品衛生法等の改正骨子案

会議の冒頭では、企業部会の発足を受け、部会長に就任された小川会長より、企業部会設立趣意書についての説明がありました。

その中で、

- 「この国のインフラを活用して事業展開する以上、この国が傾くことは流通業、製造業、卸売業にとって非常に憂慮すべきことである」
- 「日本の将来に関わる大きな問題について、法制化や制度の改善改革を推進するべく、企業・業界の枠を超えて力を結集していきたい」



とのご発言があり、参加された皆様からも共感と賛同の声が聞かれました。

また、各議題ではこれまで事務局が調査してきた内容や、今後の方向性等について報告を行い、参加された皆様に熱心に議論していただきました。業界団体ではなく、「国民団体」としての生団連ならではの幅広い議題に対し、様々な観点からご意見を頂戴しました。

企業部会では企業部会幹事を中心に、先に立ち上げた消費者部会とも連携を図りながら、重点課題や業界内あるいは業界横断的な問題の情報共有、国政に対する提言などに積極的に取り組んでまいります。

この企業部会幹事会での議論は、生団連の理事会や総会へも展開させてまいります。



卸売市場法及び食品流通構造改善促進法 の一部を改正する法律案の概要

－ 農林水産省食料産業局 －

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法案の概要

1 卸売市場法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。(第3条)
〔・業務の運営に関する事項 ・施設に関する事項 ・その他重要事項〕
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)
 - ①売買取引の方法の公表
 - ②差別的取扱いの禁止
 - ③受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ)
 - ④代金決済ルールの策定・公表
 - ⑤取引条件の公表
 - ⑥取引結果の公表
 - ⑦その他の取引ルールの公表(※)
- ※第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。
- (3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

2 食品流通構造改善促進法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)
 - ・流通の効率化 ・品質・衛生管理の高度化
 - ・情報通信技術等の利用 ・国内外の需要への対応
 - (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
 - (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)
 - (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)
- ※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

※この法改正により、生鮮食料品等の公正な取引の場である卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進する。

○1中央卸売市場当たりの取扱金額:695億円(平成28年度)→719億円(平成36年度)
(現在の市場外取引の取込みにより伸び率が倍増)

○食品等流通合理化計画の認定件数:200件(～平成36年度)(支援措置等の見直しにより1割増)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の骨子

平成 30 年3月

農林水産省

I 趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

II 法律案の概要

1 卸売市場法の一部改正

(1) 目的(第1条)

この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(2) 卸売市場に関する基本方針(第3条)

農林水産大臣は、次の事項を内容とする卸売市場に関する基本方針を定める。

- ①卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- ②卸売市場の施設に関する基本的な事項
- ③その他卸売市場に関する重要事項

(3) 卸売市場の認定等

①卸売市場の認定(第4条第1項から第5項まで及び第13条第1項から第5項まで)

卸売市場であって次の要件に適合しているものは、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けて、中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

注) 中央卸売市場は、その施設の規模が一定の規模以上であること等省令で定める基準に該当する卸売市場に限る。

ア 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

イ 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

ウ 業務規程に開設者が行う次の事項が定められていること。

(ア) 差別的取扱いの禁止

(イ) 卸売の数量及び価格等の公表

(ウ) 卸売業者、仲卸業者等の取引参加者に対する指導及び助言、報告及び検査、是正の求め等の措置

(エ) 売買取引の方法及び代金決済の方法の策定及び公表

エ 業務規程に卸売業者等が行う次の事項(共通の取引ルール)が定められていること。

(ア) 開設者が定めた売買取引の方法による卸売の実施

(イ) 差別的取扱いの禁止

(ウ) 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ)

(エ) 開設者が定めた代金決済の方法による代金決済の実施並びに卸売業者の事業報告書の作成及び閲覧

(オ) 売買取引の条件の公表

(カ) 売買取引の結果の公表

オ その他の取引ルール(第三者販売、直荷引き、商物分離等)を定める場合には、次の要件に適合すること。

(ア) 共通の取引ルールに反するものでないこと。

(イ) 取引参加者の意見を聴いて定められていること。

(ウ) 当該取引ルール及び当該取引ルールが定められている理由が公表されていること。

カ 開設者が取引参加者に取引ルールを遵守させるために必要な体制を有すること。

キ 生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

ク 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合すること。

②認定卸売市場の公示(第4条第6項及び第13条第6項)

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示する。

③開設者に対する指導及び助言等(第9条から第12条まで及び第14条)

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定を受けた開設者に対し、指導及び助言、報告及び検査、措置命令又は認定の取消しを行うことができる。

(4)支援措置(第16条)

国は、中央卸売市場の開設者であって2(2)②の食品等流通合理化計画の認定を受けたものの施設整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

2 食品流通構造改善促進法の一部改正

(1)目的(第1条)

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(2)食品等の流通の合理化のための措置

①食品等の流通の合理化に関する基本方針(第4条)

農林水産大臣は、次の事項を内容とする食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。

ア 食品等の流通の効率化に関する措置

イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ウ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の活用に関する措置

エ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

②食品等流通合理化計画の認定(第5条)

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

③支援措置(第7条から第26条まで)

認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

ア 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等

イ 食品等流通合理化促進機構(現食品流通構造改善促進機構)の債務保証

ウ 株式会社日本政策金融公庫の融資等

(3)食品等の取引の適正化のための措置

①農林水産大臣による取引状況等に関する調査(第27条及び第28条)

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき指導・助言等の措置を講ずる。

②農林水産大臣による公正取引委員会への通知(第29条)

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。

(4)題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日

(1)卸売市場法の一部改正(附則第1条第3号)

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(2)食品流通構造改善促進法の一部改正(附則第1条柱書)

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

2 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置(附則第3条第5項)

現行の中央卸売市場又は地方卸売市場による認定の申請については、卸売市場の施設に関する事項等の記載を省略することができる。

3 検討(附則第11条)

この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。